○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送（第三条・第五条）
第二節　運送の申込及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十二条）
第九節　運送証明書（第四十三条・第四十六条）
第三章　雑則（第四十七条・第四十八条）
第四章　罰則（第四十九条・第五十四条）

第一章　総則

（適用）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（用語の定義）

第二条　当店の約款である「標準貨物自動車運送約款」（以下「この運送約款」という。）において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に掲げるとおりとします。

1　「運送」とは、当店が、貨物の運送を引き受けることをいいます。

2　「運送契約」とは、当店と荷送人との間の、運送を目的とする契約をいいます。

3　「荷送人」とは、当店に対して運送を申し込む者をいいます。

4　「荷受人」とは、運送された貨物の受取人として荷送人が指定する者をいいます。

5　「貨物」とは、運送の目的となる動産をいいます。

6　「運賃」とは、当店が運送に対して荷送人に請求する対価をいいます。

7　「料金」とは、当店が運送に関して荷送人に請求する対価（運賃を除く。）をいいます。

8　「運賃等」とは、運賃及び料金をいいます。

9　「運送証明書」とは、当店が荷送人に対して発行する運送に関する証明書をいいます。

10　「運送状」とは、運送証明書のうち、当店が荷送人に対して発行する運送に関する証明書であって、荷送人が当店に対して運送を申し込むに当たって当店に提出するものをいいます。

11　「運送引受書」とは、当店が荷送人に対して発行する運送に関する証明書であって、運送状以外のものをいいます。

12　「運送証明書等」とは、運送証明書及び運送引受書をいいます。

13　「荷送人等」とは、荷送人、荷受人及び運送証明書等の所持人をいいます。

14　「荷送人等の利益」とは、荷送人等の利益、名誉、信用その他の無形の価値をいいます。

15　「荷送人等の利益を害する行為」とは、荷送人等の利益を害する行為をいいます。

16　「荷送人等の利益を害するおそれのある行為」とは、荷送人等の利益を害するおそれのある行為をいいます。

17　「荷送人等の利益を害する行為等」とは、荷送人等の利益を害する行為及び荷送人等の利益を害するおそれのある行為をいいます。

18　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為をいいます。

19　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為及び運送証明書等の所持人の利益を害するおそれのある行為をいいます。

20　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

21　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

22　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことを含む。）をいいます。

23　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないことをいいます。

24　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないことをいいます。

25　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

26　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

27　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

28　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

29　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

30　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

31　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

32　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

33　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

34　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

35　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

36　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

37　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

38　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

39　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

40　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

41　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

42　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないことをいいます。

43　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

44　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

45　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

46　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

47　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

48　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

49　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

50　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

51　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

52　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

53　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

54　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

55　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

56　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

57　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

58　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

59　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

60　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

61　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

62　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

63　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

64　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

65　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

66　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

67　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

68　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

69　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

70　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

71　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

72　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

73　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

74　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

75　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないことをいいます。

76　「運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等の禁止」とは、運送証明書等の所持人の利益を害する行為等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等をしないこと等